

公 示

トプコン02健公示第7号

令和3年3月1日

理事長 岩崎



任意継続被保険者制度に関する標準報酬の公示

記

令和2年9月30日現在の当組合の被保険者の平均標準報酬月額

は406,799円であり、これは

27等級で標準報酬月額は410,000円である。

令和3年4月1日以降は、これをもって任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限とする。

以 上